主 文

本件上告を棄却する。

理 由

検察官の上告趣意のうち、違憲(二八条違反)をいう点は、実質は、被告人らの本件所為の正当性についての事実誤認、単なる法令違反の主張にすぎず、判例違反をいう点は、所論引用の判例は、いずれも本件と事案を異にして適切でなく、すべて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四七年四月一三日

最高裁判所第一小法廷

郎	_	健	隅	大	裁判長裁判官
誠			田	岩	裁判官
Ξ		益	林	藤	裁判官
Ξ		武	田	下	裁判官
_		盛		岸	裁判官